

西尾市幡豆いきいきセンターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について原案反対討論

議席番号 28 番 鈴木 規子

私は、「西尾市幡豆いきいきセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」原案反対の立場で討論いたします。

本条例改正は、幡豆いきいきセンターの管理に指定管理者制度を導入するためのものであります。

同センターは、ご承知のように、幡豆支所に隣接する施設であり、同一敷地内にあります。改正案の第 2 条の 3 には、指定管理者の業務として、

- (1) いきいきセンターの利用の許可に関する業務
- (2) いきいきセンターの施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- (3) いきいきセンターの使用料の収受に関する業務

とありますが、いずれも、合併後の 2 年間、幡豆支所と福祉部とでこれを担ってきたものであります。

それを 3 年目の今、なぜ指定管理に移行する必要があるのでしょうか。

上程説明では、管理者が常駐しないと何かと不都合がある。しばしば、施設内設備や機器に不具合があって、本庁福祉部から走っていかなければならない。とのことでした。

合併の大きな目的は、市長が何度も何度もおっしゃった「行財政改革」ではなかったのですか。隣接施設は支所が管理する、これは当然であり、必然です。

なぜ、支所で対処できないのか。誠に不思議です。支所長をセンター管理者と兼務にすれば足りる話ではありませんか。これは内部の調整不足以外の何物でもありません。支所には福祉部門の担当もあるはずです。そこでなぜ兼任ができないのでしょうか。

役所内部の所属に縛られた発想から抜け出していないか、もしくは、仕事は減らしたいが人員削減を懼れる支所と面倒を嫌う福祉部との綱引きなのか、わかりませんが、人員削減の良き例であったはずが、縦割り候で、3 年目でもうお手上げなど笑話にもなりません。企画部と総務部は調整に加わらないのですか。

また、施設内の不具合がそれほど頻繁であるなら、キチンと整備計画を立てるべきです。それこそ指定管理に要する予算、およそ 340 万円程の見込みといいますが、5 年間で 1700 万円です。これを整備費に回す方がよほど効果的でしょう。市は今、まさに公共施設の長寿命化を検討しているではありませんか。

審査にあたっては、いきいきセンターの時間帯別利用頻度を示した資料を求めましたが、委員会には提出されていませんでした。これでは、常駐を置くための説得力もありません。

念のため申し上げますが、合併協議の間、私は、保健センターはそれぞれ 3 町に残すべきとの立場でした。0 歳から高齢者まで、住民の相談、健康管理ができる機能をもつ施設ですし、例えば虐待の通報に際しても、保健師には調査権があ

りますから即時の対応が可能です。安心して地域で暮らし続けるサービス提供という観点で、将来的にはむしろ拡充が必要で、保健センターの中に支所があるという想定も可能ではないかと考えてもいました。しかし、ご存知のように、そうはなりませんでしたし、今回の条例改正は、機能拡充の内容ではありません。

行政内の努力不足を外注に出して事足りりとするやり方は、行革への逆行も甚だしいと断ぜざるを得ません。

職員の所属、働き方をもっと柔軟に捉え、今ある人材をフルに活かす方策を考えるべきです。それこそ合併のメリットであるはずだと、私は思います。

本改正案は「指定管理にもできる条例」であります。市当局の再考を促すためにも、議員諸君の賛同を求め、私の反対討論といたします。